

第6期生駒市障がい者福祉計画（案）【概要版】

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も障がい者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

これらの状況を踏まえ、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和3年度を初年度とした第6期生駒市障がい者福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しています。

策定にあたっては、奈良県障害者計画や生駒市総合計画における障がい者施策等との整合性を図りました。

3. 計画の期間

障がい者福祉計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

障害者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんの生活状況、障害福祉サービスの利用状況、課題を把握するためのアンケート調査や、障害福祉サービス事業者や障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題を把握するためのヒアリング調査などを参考に、学識経験者や障がい関係団体の代表者、障害福祉サービス事業者の代表者等で構成される「生駒市障がい者地域自立支援協議会」において計画内容について意見を聴取しながら策定しました。

5. 計画の基本理念

本計画の前の計画である第5期計画の基本理念は、第6次生駒市総合計画のまちづくりの基本的考え方や、市民共通の生活の規範である生駒市民憲章の目標、まちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例の基本理念にも合致するものであることから、第6期計画においても第5期計画の基本理念を継承し、計画を推進していきます。

- ・ 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
- ・ 健康で生きがいのある暮らしを实践する
- ・ 地域において支え合う社会を築く

6. 基本目標

- 1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実
- 2 地域生活のための総合的な支援体制の充実
- 3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進
- 4 障がい者の社会参加と就労支援の推進

7. 施策の体系

基本目標	施策	主な取り組み
1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実	(1) 保健・医療サービス等の充実	○母子保健事業 ○健康増進事業 ○心の健康 ○医療と保健・福祉との連携 ○自立支援医療費の給付 ○その他の医療費公費助成 ○障がい児への支援
	(2) 早期療育・保育・教育の充実	○障がい児の保育・教育の充実 ○相談支援の充実 ○研修会、研究会等の充実 ○教育環境等の整備充実
2 地域生活のための総合的な支援体制の充実	(1) 情報保障および意思疎通支援の充実	○手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進 ○多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備 ○コミュニケーション支援者の養成および確保
	(2) 生活支援にかかるサービスの充実	○訪問系サービスの充実 ○日中活動系サービスの充実 ○居住系サービスの充実 ○移動サービスの推進 ○福祉用具の給付等 ○経済的支援 ○窓口・情報提供の充実 ○その他のサービス
	(3) 相談支援の充実	○相談窓口の充実 ○障がい者地域自立支援協議会の機能の充実
	(4) 生活環境の充実	○人にやさしい施設の整備 ○住まいの充実 ○障がい者への防災対策の充実 ○防犯対策の充実
3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進	(1) 啓発・交流による障がい者理解	○啓発・広報活動の推進 ○交流・ふれ合いの促進 ○障がい者理解に向けた取組の強化 ○ボランティア活動の推進
	(2) 権利擁護に対する支援	○権利擁護の推進（権利擁護支援センターによる支援、成年後見制度の周知等）
4 障がい者の社会参加と就労支援の推進	(1) 社会参加への支援	○活動の機会の確保 ○スポーツ・文化活動等の推進
	(2) 就労支援の充実	○多様な働き方の支援 ○「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

8. 第6期障害福祉計画の成果目標および実現に向けた取組

9. 第2期障害児福祉計画の成果目標および実現に向けた取組

10. 計画の推進